

滋 賀 県

平成 28 年 7 月 25 日

交通安全対策室だより

No. 228



滋賀県土木交通部

交通戦略課

インテックス

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1 滋賀県交通安全推進大会 開催案内 | 【資料 1】 |
| 2 平成28年上半期交通事故発生状況 | 【資料 2】 |
| 3 市町における交通安全対策の取り組み (大津市) | 【資料 3】 |
| 4 市町における交通安全対策の取り組み (豊郷町) | 【資料 4】 |
| 5 自転車を安全に利用するために (小学校高学年用) | 【資料 5】 |
| 6 滋賀県交通安全スローガン募集 | 【資料 6】 |
| 7 交通安全ファミリー作文コンクール募集 | 【資料 7】 |
| 8 交通安全マナーアップ広報啓発テレビ・ラジオ放送発信中 | 【資料 8】 |
| 9 交通事故相談所のご案内&交通遺児にご支援を | 【資料 9】 |
| 10 高齢者交通安全指導員養成講座を終えて | 【資料 10】 |
| 11 おりづる会夏のレクリエーションを終えて | 【資料 11】 |
| 12 7月 高島市での自転車安全利用の街頭啓発 | 【資料 12】 |
| 13 滋賀県の交通事故発生状況 | |
| (1) 平成28年6月末現在の交通事故発生状況 | 【資料 13】 |
| (2) 市町別交通事故発生概要 | 【資料 14】 |
| (3) 県内の交通事故月別発生状況 | 【資料 15】 |
| 14 ふれあい通信 第13号 | 【資料 16】 |



<交通安全クイズ！> 「ほくは小学生4年生だから、自転車で歩道を通ってもいいんだ。びゅんびゅんスピードを出して走っていたら、歩いている人がじゃまだったから、ベルを鳴らしたんだ。」さあ、どこが、まちがっているでしょうか。

答え：自転車は車道の左側端を走るのが原則ですが、13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人は歩道を走ることができます。しかし、歩道は歩行者優先になりますので、「ゆっくり、いつでも止まれるスピードで走り」、ベルをむやみに鳴らすのではなく、「声をかけて、一時停止したり、自転車を押して歩いたり」して歩行者の安全にも気をつけながら、自転車を利用してください。

【8月の行事予定】



- | | |
|-----------|------------------------|
| 8月 1日 (月) | 交通安全啓発日・自転車安全利用デー |
| 8月15日 (月) | 近畿交通安全日・高齢者交通安全の日 |
| 8月22日 (月) | シートベルト・チャイルドシート着用啓発日 |
| 8月25日 (木) | 近江路交通マナーアップ啓発日 |
| 8月26日 (金) | 飲酒運転根絶啓発日 |
| 毎週金曜日 | ノーマイカーデー (公共交通機関利用促進日) |

7月1日 (金) ~ 10月31日 (月) 平成28年度交通安全無事故運動実施期間

9月2日 (金) 滋賀県交通安全推進大会 (守山市)

このたよりは、市町別の交通事故発生状況、交通安全行事等、交通安全対策に関する様々な情報を提供するとともに、関係機関・団体相互の情報交換に活用したいと思っておりますので、各関係機関・団体の独自の施策や各種行事等があれば、積極的に連絡していただきますようお願いします。

☆電子データが必要な場合はお問い合わせください。また、滋賀県HP「交通安全対策室だより」でサイト内検索をすると見られます。 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/index.html>

スローガンの応募は

滋賀県交通安全対策室だより

検索

滋賀県交通安全スローガン

検索

